

定 款

一般社団法人 宮城県銀行協会

一般社団法人宮城県銀行協会定款

目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	目的および事業	1
第 3 章	社 員	2
第 4 章	総 会	3
第 5 章	役 員	5
第 6 章	理 事 会	7
第 7 章	会 計	8
第 8 章	定款の変更および解散	9
第 9 章	公告の方法	10
第 10 章	事 務 局	10
第 11 章	雑 則	10
	附 則	10

一般社団法人 宮城県銀行協会定款

〔平成 25 年 4 月 1 日 施行〕
〔令和 5 年 4 月 1 日 改正〕

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人（以下「本協会」という。）は、一般社団法人宮城県銀行協会と称し、
英文では Miyagi Bankers Association(略称：MBA)と表示する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、事務所を宮城県仙台市に置く。

第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 本協会は、銀行業務の改善進歩に関する事業を行い、それにより一般経済の
発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 銀行営業および業務一般に関する社員、関係官庁、その他との連絡
 - 二 金融および経済に関する調査ならびに研究
 - 三 関係官庁その他に対する建議および答申
 - 四 他の金融機関および産業界との連絡
 - 五 金融機関関係者相互の親交を図り、その連絡を密にするための施設の設置、
運営
 - 六 銀行職員の養成教育および厚生に関する施設の設置、運営
 - 七 銀行とりひき相談所の設置、運営
 - 八 反社会的勢力介入排除に関する関係官庁、その他との連携および社員に対す
る支援
 - 九 その他本協会の目的達成上必要と認めた事項
- 2 前項の各事業は宮城県内において行うものとする。

第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 本協会は、宮城県内において本店または支店等の営業拠点を有する銀行法に規定する銀行または長期信用銀行法に規定する長期信用銀行であって、次条の規定により本協会の社員となった者をもって構成する。

(入 会)

第6条 本協会の社員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出して、理事会の承認を得なければならない。

(加入金および会費)

第7条 本協会の社員は、加入金および会費を支払う義務を負う。

- 2 加入金および会費の算出基準は、総会において定める。
- 3 既納の加入金および会費は、返還しない。
- 4 特別の費用を必要とする場合には、総会の決議を経て臨時会費を徴収する。

(任意退会)

第8条 社員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 社員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。この場合、当該社員に対し、総会の日から一週間前までにその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- 一 定款その他の規則に違反したとき。
- 二 本協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 第5条の資格を喪失したとき。
- 二 第7条第1項の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- 三 総社員が同意したとき。
- 四 解散または合併により消滅したとき。

2 社員がその資格を喪失したときは、本協会に対するすべての権利を失う。

(社員資格の承継)

第 11 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める銀行は、
社員の資格を承継することができる。

一 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合
存続する銀行

二 合併により新銀行を設立する場合
設立される銀行

三 分割または営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前
条第一号または第四号により社員の資格を喪失する場合
営業を譲り受ける銀行

四 分割または営業譲渡により、営業の全部または一部を当該社員の子会社であ
る銀行、親会社である銀行、または親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、
かつ、前条第一号または第四号により社員の資格を喪失する場合
営業の全部または一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行
営業の全部または一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀
行のうち当該社員が指定する一の銀行

五 その他理事会が適当と認める場合 理事会が指定した銀行

第 4 章 総 会

(構 成)

第 12 条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会
とする。

(権 限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

一 社員の除名

二 理事および監事の選任または解任

三 理事および監事の報酬等の額

四 貸借対照表および正味財産増減計算書の承認

五 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項に基づく役員等
の責任の一部免除および限定

- 六 定款の変更
- 七 解散および残余財産の処分
- 八 理事会において総会に付議すべきことを決議した事項
- 九 その他総会で決議するものとして法令または定款で定められた事項

(開 催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所および目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない社員が、書面または電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは 2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故あるときは副会長を議長とし、会長、副会長ともに事故あるときは、その総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 18 条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 4 分の 3 以上にあたる多数をもって行う。
 - 一 社員の除名
 - 二 監事の解任
 - 三 役員等の責任の一部免除および限定
 - 四 定款の変更

五 解散

六 その他法令で定められた事項

- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使・書面による議決権行使等)

- 第19条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法によって議決権を行使、または代理人に議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の場合における前条の適用については、その社員は出席したものとみなす。
 - 3 理事または社員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
 - 4 理事が社員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長および総会に出席した社員の中から議長が指名した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

- 第21条 本協会に次の役員を置く。
- 一 理事 3名以上11名以内
 - 二 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事および監事は、社員たる法人の役職員の中から総会の決議によって選任する。ただし、理事 1 名および監事 1 名は社員たる法人の役職員以外の者から選任することができる。

2 会長、副会長および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務および権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、会長および副会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。

5 会長および常務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 役員に欠員が生じた場合、補欠選任を行う。

4 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事または監事は、第 21 条に定める最低員数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事および監事は、総会の決議により解任することができる。

(責任免除または限定)

第 27 条 理事または監事の本協会に対する損害賠償責任は、総社員の同意がなければ免除することができない。

2 前項にかかわらず、本協会は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条第 1 項に基づき、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

3 本協会は、外部役員との間で一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、本協会があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(報酬等)

第 28 条 理事および監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事および社員たる法人の役職員以外から選任された監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 29 条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本協会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長および常務理事の選定および解職
- 四 その他この定款に別に定める職務

(招 集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたときまたは会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故あるときは、副会長を議長とし、会長、副会長ともに事故あるときは、その理事会において出席した理事の中から議長を選出する。

(決 議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 3 理事または監事が、理事および監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第 23 条第 5 項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 会 計

(事業年度)

第 35 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第 36 条 本協会の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを、変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第 37 条 本協会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書

類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 公益目的支出計画実施報告書

四 貸借対照表

五 正味財産増減計算書

六 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号および第五号の書類については、総会に提出し、第一号および第三号の書類についてはその内容を報告し、第四号および第五号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置くとともに、定款および社員名簿を事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第38条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

2 本協会の各事業年度において当該事業年度に生じた剰余金は、翌事業年度へ繰越し、翌事業年度の収入とする。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第40条 本協会は、総会の決議その他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第41条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 本協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(事務局)

第43条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 雑 則

(定款の施行に必要な事項の定め)

第44条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。

(最初の代表理事等)

- 2 この法人の最初の会長は氏家照彦、常務理事は沢田巧とする。

(事業年度の特則)

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人

人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(法令の準拠)

- 4 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

附 則

定款の一部改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。